

平成26年度
多治見市子どもの権利擁護委員
活動報告書



©ひがしうらえみ

平成27年（2015年）6月
多治見市子どもの権利擁護委員

は じ め に

多治見市子どもの権利条例が、昨年施行 10 周年を迎えたことにより、「子どもの権利相談室」も開設 10 年を迎えました。

開設時以降、幾多の努力を重ねてこられた代々の子ども権利擁護委員、相談員またそれを支えてこられた市職員の方々に改めて感謝を申し上げたいと思います。多治見市は、規模としては小都市であるとはいえ、子どもの権利相談室のこの 10 年間の経過は全国的にも大変貴重な経験であると考えています。

昨年青森県で開かれた「地方自治と子ども施策全国自治体シンポジウム」において、多治見市も含め、いくつもの自治体の子どもの権利相談活動に関する報告がされましたが、その中で、今後重要となると思われる問題領域に関して話し合いがされました。それは、子ども世代とおとな世代を年齢で分けるのではなく、「若者世代」として、18 歳以降おおむね 30 歳代までの年代層を一つの階層にとらえて、その社会的自立について社会として、また行政としてどう進めていくかという問題でした。

つまり、モラトリアムというのでしょうか。高校や大学を出ても、ニートやひきこもり、転職を繰り返すなど、若者世代の不安定さが顕著となって、もはや個人の問題と言ってはおれず社会的な対応が必要なのではないかという問題意識が広がってきているのです。

そうした若者の中には、子ども時代にいじめや虐待などを受け、また、不登校や発達障がいなどの要因があり、適切なケアが十分に受けられないまま成長した人が含まれるであろうことは、私たちの共通した理解であろうと思います。

そうした問題が語られる中、多治見市も含め、いくつかの自治体からは、子ども時代の問題に対応しただけでなく、その結果としての学習や社会対応力の課題、家族の理解を深めることも支援するなど、5 年 6 年という長期的な支援を継続してきたことが子どもの社会的自立やその家族の「家族力」を高めることに有効であり、子どもの権利相談室の実践は、その萌芽として貴重な取り組みであることが報告されました。

最近政府が発表した平成 27 年度「子ども・若者白書」では、小学生で、半年の間に「仲間はずれ・無視・陰口」の被害を受けたのは、半数程度。また、小学校 6 年間で、一度もいじめ被害を受けていない小学生はわずか 1 割程度、と報告され

ました。また、15歳から34歳の若者で、仕事も通学もしていない「ニート」は56万人（平成26年）で、同世代のうちの2.1%ということです。子どもの弱さは若者の弱さに繋がっていきます。

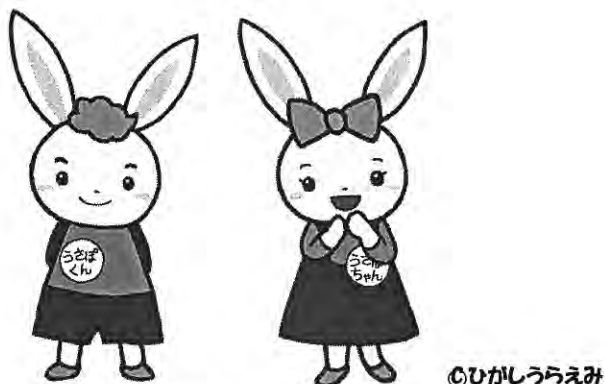
こうした、いじめなど個別具体的な問題に関しては、素早く的確に対応することが大切ですが、昨年多治見市では、「多治見市いじめ防止基本方針」が策定されました。この方針では、子ども自身が「安心して生活できる社会の担い手」となっていくことが期待されており、子ども自身が問題を解決する力を育むために「CAPプログラム」などの取り組みを進めることも考えられています。子ども時代から主体的な力を育てることが、将来の自立した若者につながることを期待したいのですが、しかし同時に、そこに困難がある場合に子ども時代の個別の問題にだけでなく、将来の自立に向けて長期的に支援できる仕組みを有することが大切になると思います。

子どもの権利相談室の実践はまだ小さなものですが、目指すところは、こうした社会的自立への道を歩める子どもになるよう支援すること、それが子どもの権利を守る一つの活動であろうと思っています。

平成27年6月

多治見市子どもの権利擁護委員

代表擁護委員 石田 公一



子どもの権利相談室たじみ子どもサポート

マスコットキャラクター「うさぽ」

目 次

はじめに 多治見市子どもの権利擁護委員 代表擁護委員 石田 公一

I 平成 26 年度の活動状況について

1 相談受付状況	5
(1) 月別延べ相談回数	6
(2) 相談者	6
(3) 学齢・性別相談対象者	7
(4) 相談内容	8
(5) 相談方法	9
(6) 相談時間帯	9
(7) 相談所要時間	10
(8) 相談曜日	11
(9) 対応	12
多治見市子どもの権利相談室カード	12
2 相談事例から	12
3 救済の申立ての状況	15
4 出張相談	15
5 活動報告会の開催	15
6 広報・啓発活動	16
7 10 年を振り返って	17

II 子どもの権利擁護委員としての1年間の活動を振り返って

「平成 26 年度 救済申立てに関する報告」

多治見市子どもの権利擁護委員 森川 幸江	18
----------------------	----

新たなる「第 3 のおとな」としての役割

多治見市子どもの権利擁護委員 遠藤 由美	19
----------------------	----

おわりに	21
------	----

参考資料

多治見市子どもの権利に関する条例	25
多治見市子どもの権利擁護委員制度(子どもの権利相談室)のしくみ	29
多治見市子どもの権利擁護委員・子どもの権利相談員名簿	30

I 平成 26 年度の活動状況について

多治見市は、子どもの権利を保障するまちづくりを推進するために、平成15年9月に多治見市子どもの権利に関する条例を制定し、条例に基づき、子どもの権利擁護委員が設置され、11年経過しました。

子どもの権利擁護委員の特色は、既存の相談機関と異なり、子どもが安心して気軽に相談し、救済を求めることができる、行政から独立性を尊重された公的第三者機関であることです。

子どもの権利相談室では、3名の子どもの権利相談員が、子どもの権利擁護委員の窓口として、子どもに関する相談を受け付け、助言や支援を行っています。

1 相談受付状況

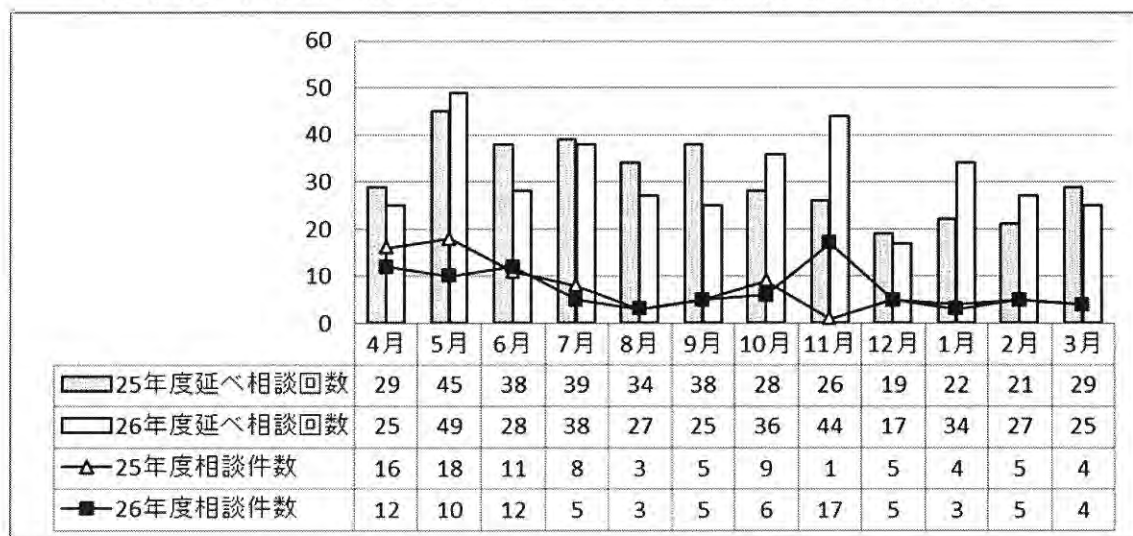
平成26年度の相談件数は87件、延べ相談回数は375回でした（注1）。相談件数は、前年度の89件から2%減少しました。延べ相談回数については、定期的に支援を重ねた相談者が多かったため、前年度の368回から約2%増加しました（図表1）。

子ども本人からの相談件数は18件（21%）、おとなからの相談件数は、69件（79%）でした。おとなからの相談のうち、保護者からは22件（25%）でした。子ども本人と相談した延べ相談回数は117回（31%）であり、おとなと相談した延べ相談回数は258回（69%）でした（注2）。

（注1）相談件数は、初回に相談を受け付けた件数です。また、相談件数に2回目以降継続して相談を受け付けた回数を含めたものが、延べ相談回数です。

（注2）初回におとなから受け付けた相談で、子ども本人との相談が必要な場合は、相談者がおとなから子ども本人に変わることがあります。

【図表1】平成25・26年度月別相談受付（相談件数・延べ相談回数）

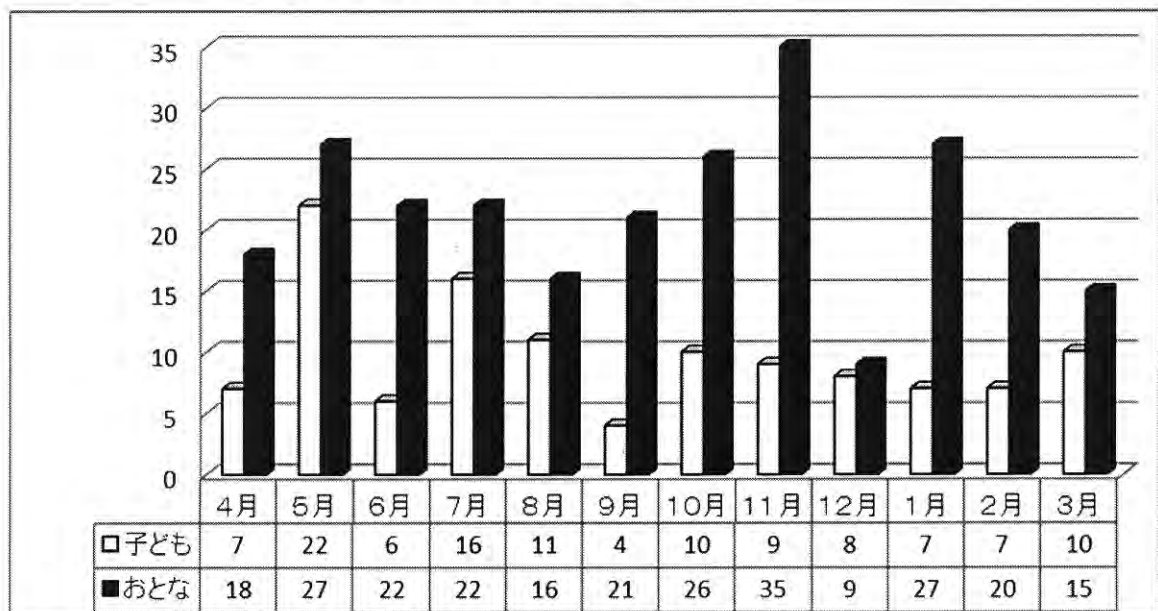


(1) 月別延べ相談回数

平成 26 年度は、5 月の相談が多く、次いで 11・7・10 月の相談が多くなっています。市内の小中学校・高等学校、幼稚園保育園へ子どもの権利相談室カードを配布する 5 月は、カードを手にした子どもが相談してくることが多くあることが理由のひとつです。

月別では、子ども本人との相談は、5・7・8 月が最も多く 49 回(13%)で、おとなとの相談は 11・5・1 月が多く、89 回(24%)でした(図表 2)。

【図表 2】平成 26 年度月別延べ相談回数



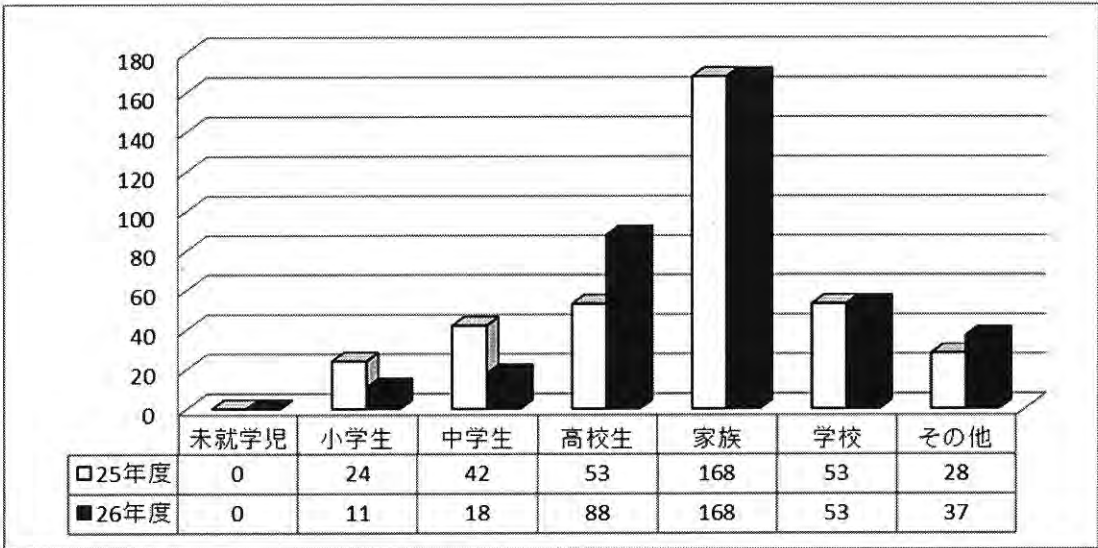
(2) 相談者

相談者の内訳は、家族からの相談が延べ相談回数 168 回(45%、前年度割合 46%)であり、そのうち母親からの相談は 132 回(35%、前年度割合 29%)でした。学校関係者は 53 回(14%、前年度割合 14%)でした。子ども本人との相談は 117 回(31%、前年度割合 32%)でした。

子ども本人からの相談 117 回のうち、小学生は 11 回(3%、前年度割合 7%)、中学生は 18 回(5%、前年度割合 11%)、高校生は 88 回(23%、前年度割合 14%)でした。

本年度は、前年度と比べ、小学生の延べ相談回数は 54%減り、また中学生の延べ相談回数も 57%減少しました。逆に高校生の相談回数は 66%増加しました。(図表 3)。

【図表 3】平成 25・26 年度相談者内訳（延べ相談回数）



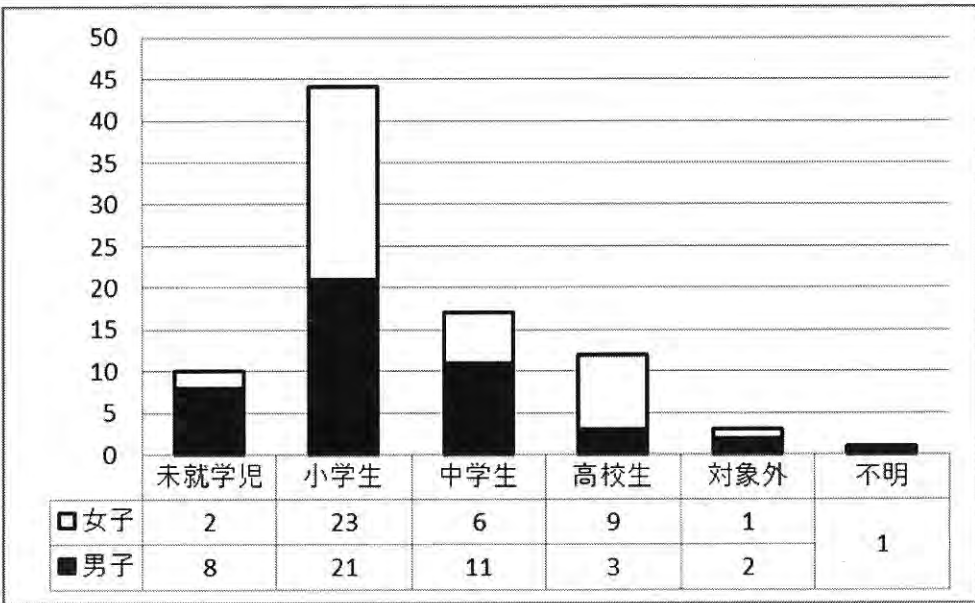
（注）平成 26 年度のその他 37 回のうち、1 回は不明、2 回対象外、27 回は学校関係以外の子ども関係施設、その他のおとな 7 回の相談を含みます。また学校からの相談は、学校訪問での情報交換も含んでいます。

（3）学齢・性別相談対象者

相談対象者の学齢別内訳を見ると、未就学児についての相談は 10 件（11% 前年度割合 11%、）、小学生は 44 件（51%、前年度割合 50%）、中学生は 17 件（20%、前年度割合 24%）、高校生は 12 件（14%、前年度割合 12%）でした。対象外相談件数は 3 件、また学齢不明者との相談 1 件でした。

性別では、男子 45 件（52%、前年度割合 53%）、女子 41 件（47%、前年割合 47%）でした（図表 4）。

【図表 4】平成 26 年度学齢・性別相談対象者（相談件数）



(4) 相談内容

子ども本人との主な相談は、進路・学習 64 回(17%)、不登校 26 回(7%)、交友関係 9 回(2%)でした。

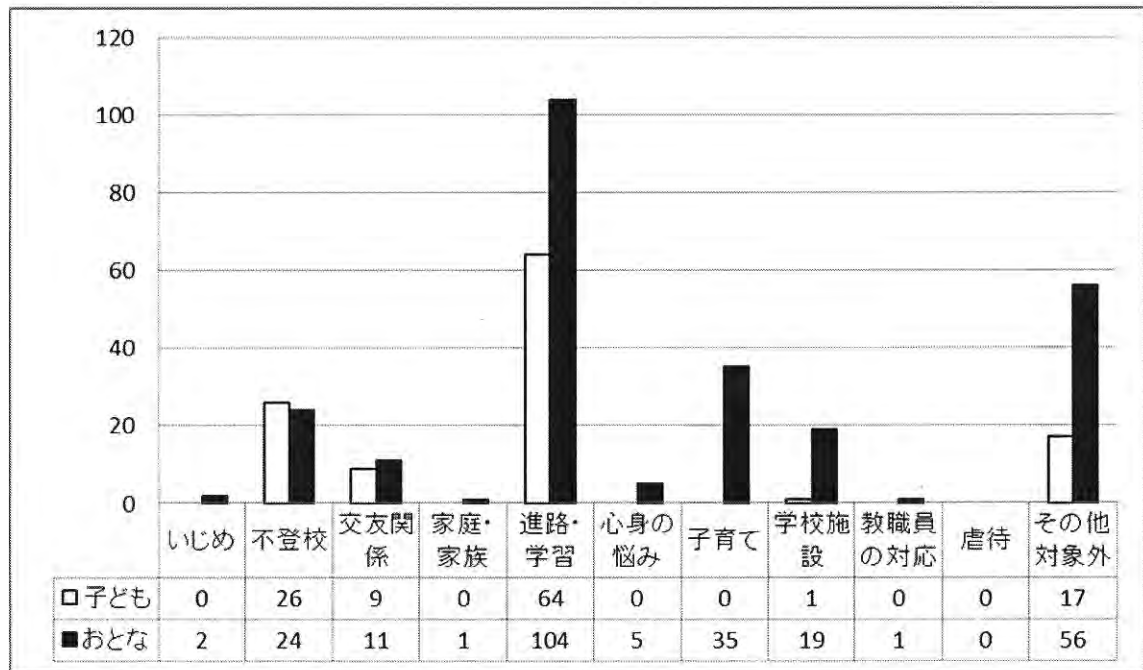
おとなとの相談で主なものは、進路・学習 104 回(28%)、子育て 35 回(9%)、不登校 24 回(6%)、学校施設等の対応 19 回(5%)、交友関係 11 回(3%)でした(表 1・図表 5)。

本年度の特徴として、子どもは進路学習に関わる相談が多く、おとなも子どもの進路学習の支援方法等を相談されるケースが多く見られました。

【表 1】平成 26 年度相談内容(相談件数・延べ相談回数)

	いじめ	不登校	交友関係	家庭・ 家族の 悩み	進路・ 学習	心身の 悩み	子育て	学校施 設等の 対応	教職員 の対応	虐待	その他 対象外
相談件数	2	4	10	1	14	1	5	2	1	0	47
延べ 相談回数	2	50	20	1	168	5	35	20	1	0	73

【図表 5】平成 26 年度子ども・おとなの相談内容(延べ相談回数)



(5) 相談方法

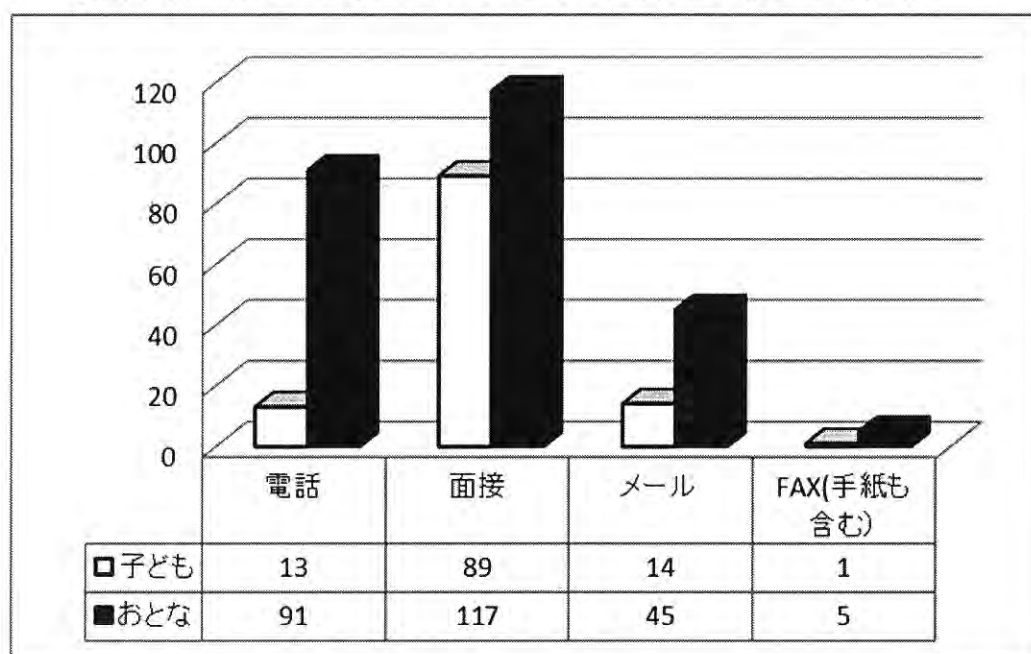
相談方法は、電話相談 104 回 (28%)、面接による相談が 206 回 (55%)、メールによる相談が 59 回 (16%) でした。

子どもについては、電話による相談が 13 回 (3%)、面接による相談が 89 回 (24%) メールによる相談が 14 回 (4%) でした。

おとなについては、電話相談が 91 回 (24%)、面接による相談が 117 回 (31%)、メールによる相談が 45 回 (12%) でした。

子どもは相談室での面接による相談の割合が高く、おとなは、電話、面接による相談割合が高くなっています (図表 6)。

【図表 6】平成 26 年度子ども・おとなの相談方法 (延べ相談回数)

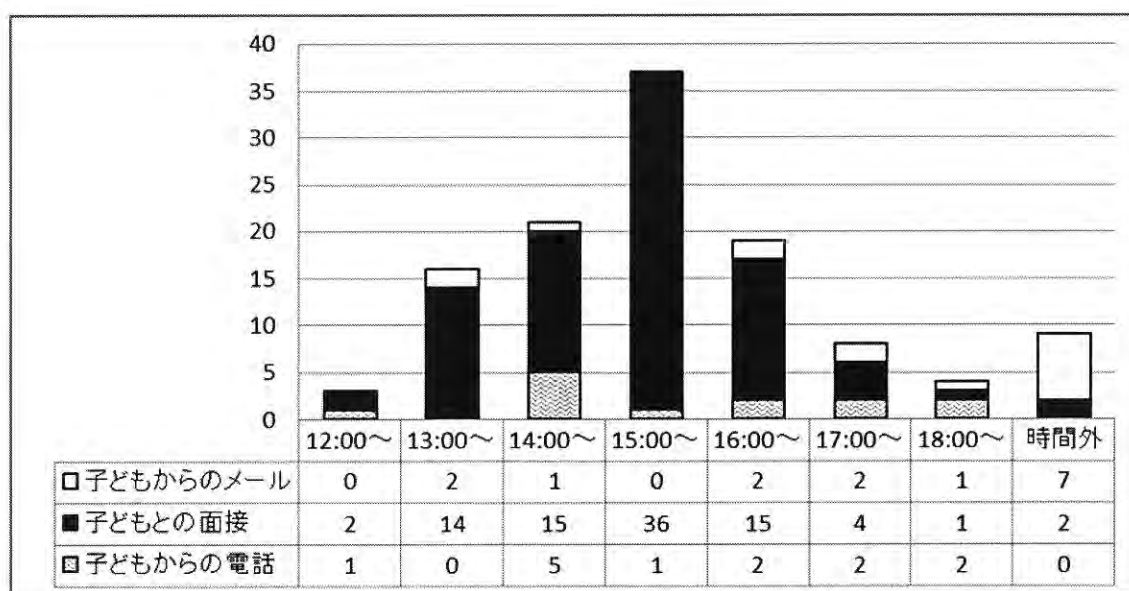


(6) 相談時間帯

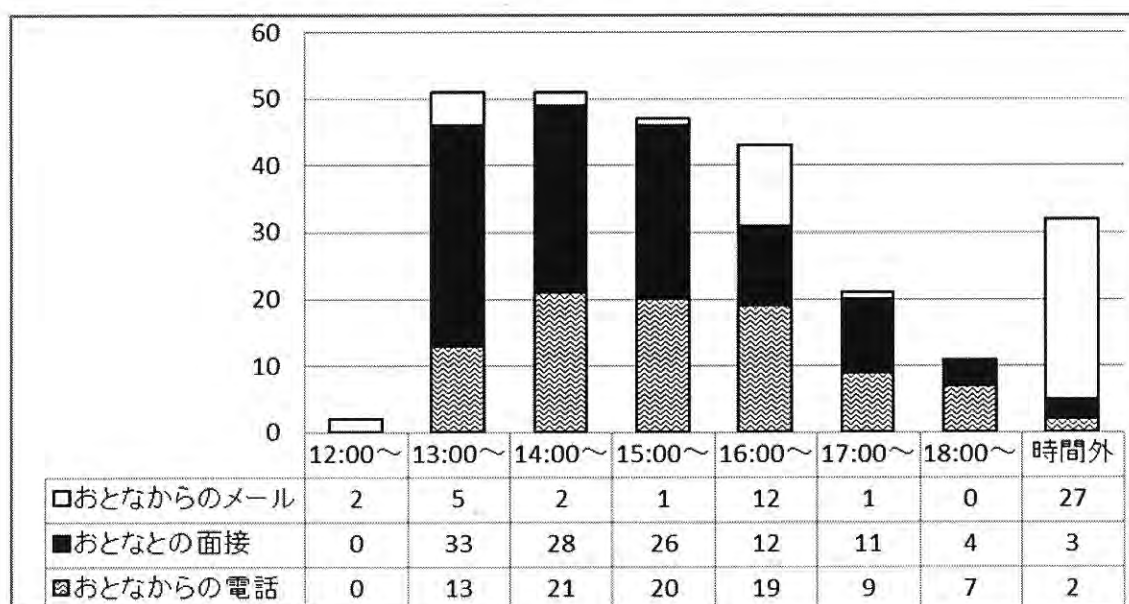
子どもからの相談は、午後 2 時から午後 5 時まで 77 回 (21%) となっています。本年度の相談時間帯のピークは、午後 3 時から午後 4 時の間で 37 回 (10%) でした (図表 7)。前年度のピークは、午後 3 時から午後 4 時の間で 33 回 (9%) でした。今年度の特徴としては、午後 2 時から午後 3 時の間の相談が増加したことです。

おとなの相談は、午後 1 時台が 51 回 (14%)、午後 2 時台も 51 回 (14%) となっており、午後 1 時から午後 5 時までの間の相談が 192 回 (51%) でした (図表 7)。

【図表 7】平成 26 年度子どもとおとなの相談時間帯（延べ相談回数）



（注）子どもからのメール相談の中には、手紙による相談も含まれます。



（注）おとなからのメール相談の中には、FAXによる相談も含まれます。

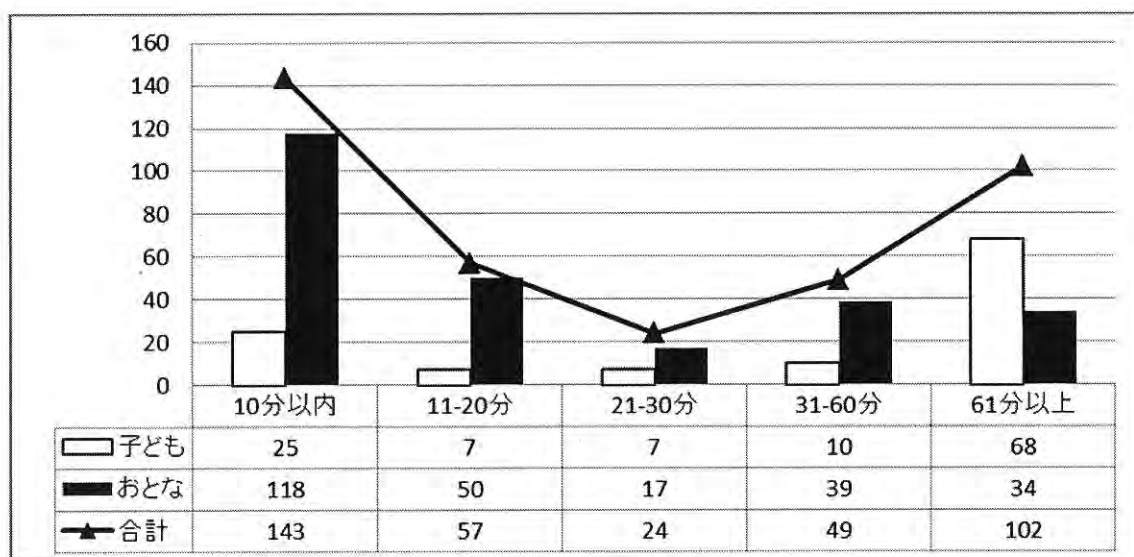
（7）相談所要時間

相談にかかる時間は、10 分以内が最も多く 143 回(38%)でした。次いで、61 分以上が 102 回(27%)、11 分～ 20 分までの相談が 57 回(15%)でした。なお、前年度は、61 分以上の相談が最も多く 127 回(35%)でした。

子ども本人との相談所要時間は、61 分以上の相談が 68 回(18%)で最も多く、続いて 10 分以内の相談が 25 回(7%) でした。

おとなとの相談所要時間は、10 分以内の相談が 118 回(31%)、前年度多かった 61 分以上の相談は 34 回(9%) でした(図表 8)。

【図表 8】平成 26 年度子ども・おとなの相談所要時間（延べ相談回数）



（注） 手紙・メール・FAXによる相談は、10 分以内の相談所要時間にカウントしています。

（8）相談曜日

子どもの権利相談室たじみ子どもサポートは、火曜日から金曜日までは、午後 1 時から午後 7 時まで、土曜日は午後 0 時から午後 6 時まで開いています。相談を受け付けた最も多い曜日は、火曜日で 89 回（24%）、次いで水曜日で 86 回（23%）、土曜日 84 回（22%）でした。（前年度については、最も多く相談を受け付けた曜日は土曜日で、延べ相談回数は 98 回、全体に占める相談割合は 27%でした。）（表 2）

【表 2】子ども・おとなの相談曜日（延べ相談回数）

	火	水	木	金	土	左記以外
子ども	20	23	11	15	48	0
おとな	69	63	42	48	36	0
合 計	89	86	53	63	84	0

(9) 対応

相談が初回で終了した件数は 58 件(67%)でした。2 回目以降継続的に相談した件数は 29 件(33%)で、延べ相談回数は 317 回(85%、前年度 86%)でした。また、出張相談で対応した延べ相談回数は、28 回(7%、前年度 25 回 7%)でした。

継続相談では、平均すると 1 件当たり 10.9 回(前年度 7.1 回)の対応をしたことになります。子どもと親からから受けた進路・学習の相談では、電話相談・来所相談・親からのメール相談を重ねて、延べ 89 回にわたって対応をしました。

対応の多くは、相談者とともに動きながら、助言することでした。相談者の気持ちを受けとめ、尊重し、解決を図るなかで、調整活動として、子どもの最善の利益を考え、子どもの関係者とともに、問題の解決にあたったケースが 2 件(前年度 7 件)ありました。

多治見市子どもの権利相談室カード

多治見市子どもの権利相談室
たじみ子どもサポート

火～金 9時～17時
土 12時～18時
フリーダイヤル(通話 無料)
0120-967-866
携帯からもつながるよ

でんわしてね



「ひとりじゃないよ
いっしょに話そう」

相談の内容、名前などの秘密は
きちんと守られ、安心だよ！

E-mail : kodomo@gp.city.tajimi.gifu.jp
〒507-0034 多治見市豊岡町1-55
まなびパークたじみ 4階
TEL : 0572-23-8666
FAX : 0572-23-8786

2 相談事例から

子どもの権利相談室たじみ子どもサポートでは、子どもの権利擁護委員の下で3名の相談員が、子どもの心を受け止め、尊重しながら、子どもの最善の利益を最優先に日々相談活動を行っています。

11年間の相談活動の中では、長期にわたり関わりを持った子どもたちがいます。相談者にとって、相談室への安心感が継続しないと、長期間の関わりは難しく、相談を受ける側としては、経過を十分に把握し、今の子どものニーズに合わせた支援も求められてきます。

自立にむけて、努力を重ね、巣立っていく子どもたちの姿は、まさに子どもの持っている可能性の証です。また、相談者より多くの気づきをもらうことも多く、この気づきを次につなげていきたいとの思いから、駅の多目的トイレの話を紹介します。

駅の多目的トイレは、その場所が必要な人のために設置されています。身体にとって優しい機能があり、幼い子どもを持つ親子にも十分な広さが確保されています。

このトイレしか利用できない人にとっては大切な場所ですが、隠れスペースとして利用している人もいて、汚し方には目に余るものがありました。

多目的トイレは、外に回転灯がついています。この回転灯は、トイレの中で何か起こった場合にスイッチを押すと回る、「SOS」のサインです。

ある日のこと、この回転灯が回っていました。何もしないで通り過ぎていく人たちに危機感を覚えた相談者がよく見てみると、回転灯が回っている時にどうしたらいいのかという掲示が一切なかったのです。利用する子どもにとっては、まさに命にかかわることであるため、その後相談者と市とのやりとりで、掲示が行われ、市役所開庁時間外は駅と交番が対応することとなりました。

相談室としては、相談者の話を聴き、主体者として動く相談者の行動を後押ししたわけですが、実は相談を受けるまで、駅の多目的トイレには入ったことがありませんでした。すぐにトイレの状況を見に行き、掲示を確認し、パトロールのかたへも声がけをして見守り体制を作るなど、相談者から気づかせてもらったことを広げました。



<相談者の声>

本人より・・・

私は中学3年から高校卒業までの4年間相談室にお世話になり、学習面や生活面はもちろん進路の事など、困った事があるたびに相談室に行きました。

私は英語が好きなので、英検4級を取得した時から、次は二次面接がある3級にもチャレンジしてみようと思っていましたが、一人では勉強がはかどらず、相談員さんと本番さながらの練習で、面接官の質問に対する応答の仕方などを分かるまで丁寧に教えていただきました。本番当日はとても緊張していました

が、おかげで、練習の成果を出し切り無事合格することができ、嬉しさとともに自信につながりました。

また、私は車いす生活をしているので、何をするにも助けが必要で、やりたいことがあっても、親と一緒に行動してきました。親子間では、あうんの呼吸で分かり合えている部分もあり、何も言わなくても先回りして行動されてしまうことが多くありました。

しかし、自立するため、擁護委員の協力のもと、大学の学生さんにボランティアを依頼し、イベントに参加する中で、自分の依頼内容を相手が理解できるように的確に意思を伝え、介助してもらうことを、高校生のうちに経験でき、とても勉強になりました。今後の生活に活かしていきます。ありがとうございました。

社会人になっても、ボランティアを募集していきます。チラシも作成しました。自分らしく生活していくためにみなさんの力を貸していただきたいと思います。

母より・・・

4年間困った時の相談室頼みとして、親子共々悩みを聞いてほしいことがあると相談室を利用させていただきました。学校では、数学と簿記が苦手で授業内では理解できず、苦しんでいました。そんな時、相談員さんはどこでつまづいているのかを見極め、つまづき箇所の前段階から再スタートし、じっくりと時間をかけ、分かるまで本人に寄り添い、答えを導いてくださりありがたかったです。

また、卒業後の進路決定に担任と意見が合わず相談した時も「多治見の事だったら相談にのってあげるよ」と言って下さり、実習の打ち合わせ場所にも顔を出して頂きました。

打ち合わせ中も娘のやりたい事を尊重し、どうしたら良い所を引き出せるかを一緒に考え、計画を立てて下さいました。今までは物事をやれるか、やれないかで判断していましたが、本人の意思を尊重し、やりたいのであれば、どのように支援すれば実現出来るかを考えることが大切だと気付きました。

相談室を利用したお陰で高校生活も楽しく過ごせ、無事進路も希望先に決まりました。

4月からもやりたい事を諦めずチャレンジして行って欲しいです。皆様に出逢えたことを感謝しております。ありがとうございました。

本人のものすごい努力と、家族の力強い支え、支え合う仲間の存在も大きく、素敵な社会人となるべく、歩みを始めています。

3 救済の申立ての状況

救済の申立てを受けると、その内容に基づき調査を行い、必要に応じて調整を図ったり、関係者などに対し、改善を求めたりします。子どもの権利擁護委員は行政からの独立を尊重された公的第三者機関であり、子ども本人でも安心して気軽に相談し、救済を求めることができるしくみです。

平成 26 年度の救済の申立ては 0 件、前年度から継続していた事案は 1 件（前年度 5 件（うち継続 1 件））でした。

4 出張相談

平成 26 年度は、旭ヶ丘児童センターにおいて毎月第 2 土曜日午後 1 時 30 分から午後 3 時まで、笠原児童館において毎月第 4 土曜日午後 3 時 30 分から午後 5 時まで、「出張子どもの権利相談室」を開設しました。相談は、17 件ありました。

子どもと一緒に過ごす中で、日々の生活で感じている子どもの思いを受けとめ、子どもが安心して相談ができる関係を作っています。出張相談は、相談員との関わりのなかで、家庭や学校についての子ども本人からの相談のほか、子ども関係施設職員、広報や口コミで周知されてきたことによる相談もありました。

5 活動報告会の開催

多治見市子どもの権利に関する条例第 18 条に基づき、平成 25 年度子どもの権利擁護委員活動報告会を次のとおり開催しました。

日時：平成 26 年 8 月 5 日（火）13：30～16：00

場所：多治見市産業文化センター3 階 大会議室

内容：

1. 多治見市子どもの権利擁護委員平成 25 年度活動報告会

多治見市子どもの権利擁護委員

代表擁護委員 石田 公一

委員 森川 幸江

委員 遠藤 由美

2. たじみ子ども会議活動報告

報告者 たじみ子ども会議☆子どもスタッフ

3. 講演「いじめ問題と向き合う～子どもの心と命を守るために～」

講師 NPO 法人ジェントルハートプロジェクト理事

小森 美登里 氏

6 広報・啓発活動

(1) 子どもの権利擁護委員と子どもの権利相談員は、平成 26 年度に次のような広報・啓発活動を実施しました。

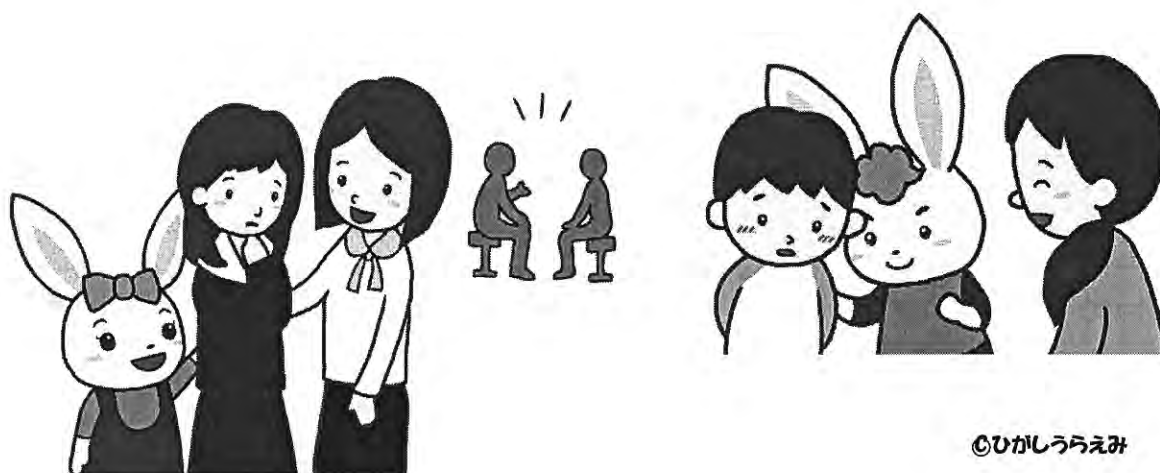
- ① 5 月から 6 月にかけて、市内全小・中・高等学校 26 校を環境文化部くらし人権課職員とともに訪問し、学校職員と児童・生徒全員に子どもの権利相談室リーフレット・相談室カードを配布しました。また、全幼稚園・保育園年中児にもリーフレットとカードを配布しました。また、11 月にも小中学校を訪問し、学校職員との情報交流を実施しました。
- ② 広報紙 (tajimist) で年に 2 回 (6 月と 2 月)、地域コミュニティーラジオ “FMピピ” で 2 回 (7 月と 1 月) 広報を行いました。
- ③ 子どもの権利庁内研修会「制度のみぎわで子どもを守る」講師 (5 月)
- ④ 多治見市子育て支援地域ネットワーク協議会にて子どもの権利について講師 (8 月)
- ⑤ 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム in 青森へ参加し、分科会において子どもの権利擁護委員制度について報告 (10 月)
- ⑥ 多治見市幼稚園保育園副園長研修「幼児期の子どもの人権について」講師 (12 月)
- ⑦ 多治見市いじめ防止対策基本方針策定委員会参加 (7 月～12 月)
- ⑧ 東濃地域子ども・若者支援担当者情報交流会参加 (12 月)
- ⑨ とよた子どもの権利相談室相談員研修参加 (1 月)
- ⑩ 民生児童委員地域定例会にて広報活動 (2 月～3 月)
- ⑪ 多治見市市民児相サービス懇話会にて広報活動 (2 月)

7 10年を振り返って

多治見市の子どもの権利相談室が開設されて10年を経過した機会に、平成26年度は、擁護委員活動の中で、これまでに振り返ってさまざまな検証をしました。

子どもの権利に関する条例に基づいた公的第三者機関の確認として、公的第三者機関の位置づけ、他機関との関係の構築と連携、子どもの権利の意識（子どもが主体、最善の利益を確認）の再確認、擁護委員と相談員、担当課の役割確認、積み重ねてきたこと、現状と課題を話し合いました。

5年前にはなかったことなど、長年のさまざまな救済活動から、改めて確認しておくべきことを一つひとつ、時間をかけて、今後に生かすためのまとめをしました。



©ひがしうらえみ

Ⅱ 子どもの権利擁護委員としての1年間の活動を振り返って

「平成26年度 救済申立てに関する報告」

多治見市子どもの権利擁護委員 森川 幸江

(弁護士)

多治見市子どもの権利相談室の相談は、この冊子の冒頭にあるとおり、たくさんの心配ごと、悩みについて相談されています。私ども擁護委員はそのような相談について、今後の対応の必要性や方法等を検討し、子どもの権利侵害からの回復をはかるための方策を話し合います。

そして、さらに権利侵害に対する救済の申立てがあったときは調査をし、権利侵害があったと認めたときには調整や勧告・是正要請をすることもあります。

今年度は、前年度に申立てのありました学校における子ども同士のいじめに関し、いじめられた子どもさんの親からの救済申立てについて活動しました。

申立て受理後、早速聞き取り調査に入りました。担任、教頭、校長へ、そして学校に対してはまわりの子どもたちと、加害者と指摘された子どもたちへの調査を求めました。私ども委員は申立人の保護者に直接事情を聴きました。

また、当の子どもさんからも話を聴きました。

教育委員会にも、多治見市の各学校に対するいじめの問題の指導等についての現状を調査しました。結果的にはいじめの明確な認定はできませんでした。

私どもは子どもを主人公に調査等するのですが、いじめられている子、いじめた子、そしてその子どもたちを取り巻くまわりの子どもたちという三層の主人公がいます。

調査が不適切であると、さらにおとなによる権利侵害も発生します。いじめの有無だけでなく、子どもらに自分のとった行動を自覚させることが大切です。

学校でのいじめ問題の場合、保護者と学校とで厳しい対立が発生します。その対立はエスカレートしていき、学校だけではその解決ができなくなる場合もあります。その対立の中に子どもの気持ちや権利が置き去りにされてしまいます。

当然教育委員会も保護者にとっては対立の相手方となります。

私ども子どもの権利擁護委員は、保護者、学校、教育委員会や行政機関と一定の距離をもち、それらの意見に影響されることなく、子どもの利益すなわち今後の家庭生活、学校生活、子ども同士のつながり、進路等あらゆることを考えて調査後調整をはかります。

そして、子どもにとって最も良い結果になることを願って活動しております。

新たなる「第3のおとな」としての役割

多治見市子どもの権利擁護委員 遠藤 由美

(日本福祉大学子ども発達学部 子ども発達学科 教授)

多治見市に子どもの権利擁護委員制度が設けられ、活動を始めてから11年が経過しました。子どもの権利を救済するためのこの制度は、自治体に設けられた子どもの権利条例に基づくものです。多治見市は、日本が国連・子どもの権利条約を批准したことを受けて、全国で4番目に子どもの権利条例を設けた自治体です。私も、子どもの権利条約総合研究所の末席にある立場と多治見の権利擁護委員をしている立場から、近隣の自治体で子どもの条例を作ろうとする際に、条例策定のお手伝いをさせていただくことがあります。子どもたちと条例づくり「どのような《まち》・学校・家庭・地域を作りたいか」について、意見交流をする時、子どもたちから暴力や貧困やいじめのない《まち》が求められるとともに、必ず出てくるのが、「自分たちの話を聴いてほしい」という声です。そして、子どもたちと話をし改めて気づくことは、子どもたちが実にさまざまなことを見て、感じているということ、そして誠実に考えているということです。《まち》で共に過ごすパートナーとして、子どもをとらえる、そのことをおとなが気づき、その声に耳を傾けることができるか、問われているように思います(子どもの権利条約第12条)。

「たじみ子どもサポート」(権利相談室)では、保護者や子ども施設関係者からの相談だけでなく、子ども自身からの相談も数々受けています。「きもい」などといじめられて辛い小学生、「他の子と遊んじゃダメ」と言われて困っている小学生や中学生、用事ができて友だちとの約束を守れなかったことに対して「嘘つき」と言われてショックな小学生、学校の授業が成立しないから、妨害する子をなんとかしてほしいという小学生、課題をめぐるトラブルから望みの学校に進ませないぞと言われて悩む中学生など、子どもたちの心を波打たせる相談を受けています。相談室では、勇気を出して相談してくれた子どもたちからの相談を重視し、同時に「あなたはほしい？」と、子ども自身の気持ちを大切にしたりやりとりを通して、子ども自身がもっとも気になること、解決したいことを探り、解決の方法を子ども自身のできることを大切にしながら一緒に見つけていきます。相談室の活動、子どもの権利擁護委員の活動は、「第3のおとな」としての役割を果たすものだと考えているからです。

権利擁護委員や相談員が毎年参加している全国自治体シンポジウムでは、かつて子どもの権利救済制度・権利擁護委員制度がもつ「第三者性」について確認をしました。第一は、それぞれの当事者からみての「第三者」、第二は、行政から相対的に独立した「第三者」、そして第三が子どもの立場に立ち、子どもに寄り添って問題を解決する「第三者」です。権利擁護委員は「公的第三者」と言われ、子ども相談センター・学校・教育委員会などから客観的相対的に独立した性格を持つものですが、その立場は「中立」ではありません。「中立」ではなく、「子どもの立場に立つ」ということです。子どもの声、気持ちをよく聴き、子どもと一緒に考えながら、「子どもの最善の利益」(子どもの権利条約第3条)を求める立場です。子どもが望む解決は、保護者や子ども施設関係者といったおとなが考える解決と異なる場合もあります。その場合は、子どもの声・気持ちを代弁しながら、調整を図り、全体の解決の方向を探ります。全国自治体シンポジウムでは、こうした「第三者」性を持つ子どもの権

利擁護救済制度の性格を「永続的ではなく一時的な関係の『心配をかけるおそれのない適度な距離感をもつおとな』」と確認しました。

3月末にあるテレビ番組で取り上げられた「女子高生 300 人調査 気になった 3 月のニュース」の第 4 位が「川崎市中学 1 年生殺害事件」でした。番組では、「もし、非行グループから抜きたいと思ったら、誰に相談する？」という問いで調査をし、その結果は、「1 位友だち、2 位親、3 位先生」でした。結果について、何人かの専門家からコメントを得ました。「友だち」は、一番話しやすく、共感も得られやすいが、多様な手立てがあることを十分に知らない場合があるため、多様な情報を持っている専門家に聞くと良いというものでした。そして、信用できる相手として、「親」「警察」「相談電話」があげられていました。「親」については、もともと身近な存在であるだけに「心配をかけたくない」と考えることが多い状況の中で、「相談電話」は重要です。「心配をかける」心の痛みがないことから、子どもたちは安心して相談できます。「永続的ではなく一時的な関係の『心配をかけるおそれのない適度な距離感をもつおとな』」と言われる所以です。そして、相談に対する解決の方向性が見えれば、関係を断つことができます。だからこそ、「相談電話」は重要な「信用できるおとな」として、専門家から指摘されているのです。

多治見市子どもの権利擁護委員は、このような性格を持つとともに、子ども施設やその職員の調査を行い、調整をはかること、必要ならば勧告や是正要請を行うことができます。その意味で、一般的な相談機関の役割に加えて、子ども施設などの環境について問い直す特別な役割を持っています。

多治見市子どもの権利擁護委員制度は、活動を始めて 11 年を迎えました。途中、権利擁護委員の顔ぶれも変わり、相談員も交替してきました。しかし、常にその「子どもの最善の利益」は何かと問い、「子どもの最善の利益」を実現するために、それぞれのおとなが何をすることが必要か、何をできるかを考え続けてきたことは、小さいけれども確かな成果を作り出してきたと思います。

一つは、子ども施設・機関それぞれの役割を確認しながら、子どもの権利を保障するための活動を意識してきたこと、実際に子ども施設の専門職の人たちとやりとりをしてきた蓄積から、必要なことは指摘させていただくが、子どもにとって必要なことは何かの共通認識を作ることが可能になってきたように思います。私たちが相談者から聴く内容は、子ども施設・機関で把握される内容と異なる場合もあると思います。異なる視点からの情報によって、子どもを複眼的な視点でとらえられるようになります。

もう一つは、「一時的な関係の相談」を前提とするけれども、そこで、相談者が得た問題解決への手応えは、その後再び困ったことが生じて立ち往生してしまったときに、次の「一時的な関係の相談」につながるということです。それぞれの相談は「一時的な相談」ですが、結果として、相談者の育ち、人生に寄り添うように伴走するケースがみられるようになってきたことです。その意味で「心配をかけるおそれのない距離感のおとな」は、子どもが必要を感じたときには、いつでもそして繰り返し相談できるおとなとして存在しているのが、「たじみ子どもサポート」メンバーであり、権利擁護委員です。

お わ り に

この3月末で3人の相談員のうち、2人の異動がありました。長年勤めてくださった中島さんと高木さんが退任されました。明るい個性でムードメーカーの中島さんは子どもの自立支援のために尽くされました。高木さんはパソコンに詳しく、どんな相談にも正面から取り組む姿勢を貫かれました。中島さん、高木さん、長い間ありがとうございました。

その後任には、加藤相談員と山田相談員が着任しました。2人ともこれまでも長年子どもの相談に関わってきたので、その経験を活かして着任早々から相談に取り組んでいます。相談室設立10年という節目の年を越えて、次の節目に入りました。新たな体制で相談室がスタートしましたので、皆さまどうぞよろしくお願いいたします。

春には学校・幼稚園・保育園への訪問をさせていただいています。相談室のPRが主な目的ですが、そうした折に、現場での子どもたちや家族のさまざまな悩みなどを聞かせていただくことが増えてきたように思います。

それぞれの機関だけで対応するには困難が多いことが、子ども・家族の問題の特徴です。ぜひ、多くの関係機関が横の連絡を取って取り組んでいけるよう子どもの権利相談室としても尽力していきたいと、心新たにしています。

平成27年6月

多治見市子どもの権利擁護委員

石田 公一

森川 幸江

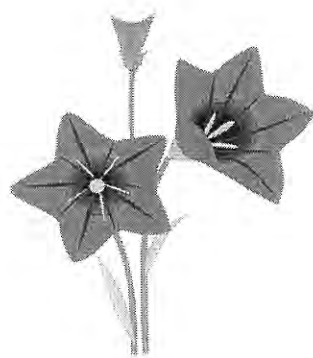
遠藤 由美

参 考 資 料

多治見市子どもの権利に関する条例

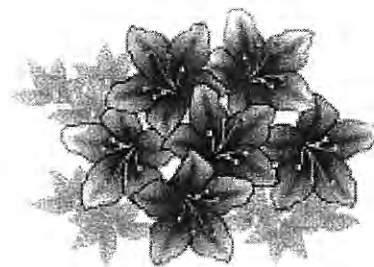
多治見市子どもの権利擁護委員制度（子どもの権利相談室）のしくみ

多治見市子どもの権利擁護委員・子どもの権利相談員名簿



市の花

ききょう



つつじ

多治見市子どもの権利に関する条例

平成 15 年 9 月 25 日

条例 27 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条―第 4 条）

第 2 章 子どもの権利の普及（第 5 条・第 6 条）

第 3 章 子どもの生活の場での権利の保障（第 7 条―第 9 条）

第 4 章 子どもの意見表明や参加（第 10 条―第 12 条）

第 5 章 子どもの権利侵害からの救済と回復（第 13 条―第 18 条）

第 6 章 子どもに関する施策の推進と検証（第 19 条―第 22 条）

第 7 章 雑則（第 23 条）

附則

（子ども一人ひとりの違いを大切にし個性として尊重するまち）

子どもは、それぞれ一人の人間であり、かけがえない存在です。子どももおとなも命を大切に生きている仲間です。子どもは、一人の人間としてその権利が尊重されます。子どもは、その権利が保障されるなかで、すこやかに成長していくことができます。

（子どもが安心して自分らしく生きることができるまち）

子どもは、それぞれに苦しいこと、心配なことなどがあります。子どもは、安心して助けてとすることができ、守ってもらえます。

子どもは、それぞれに思いがあります。たとえ小さい子どもでも意志や考えを持っています。子どもは、その思いや意見を自由に言うことができ、それらを尊重してもらえます。

子どもは、それぞれに可能性や成長のしかたがあります。子どもは、ゆっくり自分をつくっていくこ

とや子ども同士が育ち合うことができます。

（お互いを尊重し、共に支え合うまち）

子どもは、自分を大切に始めるとき、他の人を大切にする気持ちを持つことができるようになります。子どもは、自分の権利について学び、気づき、身につけていくなかで、他の人の権利を大切に、お互いに権利を尊重し合える力をつけていくことができます。

子どもは、子ども同士や子どもとおとなとの良い関係をつくっていけるように支援されます。

（子どもが多治見の今と未来をつくっていくことのできるまち）

子どもは、多治見を共につくっていく仲間としてまちづくりに参加ができます。子どもが幸せなまちはおとなも幸せなまちです。子どもは、社会の一員として重んじられ、それぞれの役割を果たしていけるように支援されます。

（平和と環境を大切にし、世界とつながっていくまち）

子どもは、平和と豊かな環境のなかですこやかに成長していくことができます。子どもは、日本と世界の子どものことについて考え、自分たちのできることをしていけるように支援されます。

私たちは、このようなまちづくりをめざして、児童の権利に関する条約（平成 6 年条約第 2 号。以下「子どもの権利条約」といいます。）の精神をふまえ、多治見市が子どもの権利を尊重するまちであることを明らかにし、多治見市子どもの権利に関する条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、子どもの権利条約に基づいて、子どもの権利の普及、子どもの権利を守り、成長を支援するしくみなどについて定めることにより、子どもの最善の利益を第一に考えながら子どもの権利の保障を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の人をいいます。ただし、これらの人と同等に子どもの権利を持つことがふさわしいと認められる人も含みます。

2 この条例において「子ども施設」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校その他の子どもが育ち、学ぶために入り、通い、利用する施設をいいます。

(責務)

第3条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその権利の保障に努めます。

2 親など保護者は、その養育する子どもの権利の保障に努める第一義的な責任者であることを認識し、その養育する子どもの権利の保障に努めます。

3 子ども施設の設置者、管理者、職員(以下「子ども施設関係者」といいます。)は、子ども施設において子どもの権利の保障に努めます。

4 市民は、子どもにかかわる場や機会において、子どもの権利の保障に努めます。

5 市、親など保護者、子ども施設関係者、市民は、お互いに連携して子どもの権利の保障に努めます。

6 市は、国、他の地方公共団体などと協力し、市の内外において子どもの権利が保障されるよう努めます。

(成長への支援)

第4条 市、親など保護者、子ども施設関係者、市民は、子どもが一人の人間として自分らしくすこやかに成長していくことができるよう支援します。

第2章 子どもの権利の普及

(子どもの権利の普及)

第5条 市は、子どもの権利について、さまざまな方法を通じて普及に努めます。

2 市は、家庭、子ども施設、地域において、子どもの権利について教育や学習が行われるよう支援します。

3 市は、子どもの権利について、子ども自身によ

る学習を支援します。

(子どもの権利の日)

第6条 子どもの権利についての関心や理解を深め、取り組みを進めるために、たじみ子どもの権利の日を設けます。

2 たじみ子どもの権利の日は、11月20日とします。

3 市は、たじみ子どもの権利の日の趣旨にふさわしい事業を市民参加のもとで行います。

第3章 子どもの生活の場での権利の保障

(家庭における権利の保障)

第7条 親など保護者は、子どものすこやかな成長や権利の保障にとって家庭が果たす役割を認識し、その養育する子どもの権利を保障します。

2 市は、親など保護者が、安心して子育てができ、その責任を果たせるよう支援します。

3 親など保護者は、虐待などの子どもの権利を侵害することをしてはいけません。

4 市は、虐待を受けた子どもの速やかな発見、適切な救済、回復、虐待の予防のために関係機関や関係者と連携を図ります。

(子ども施設における権利の保障)

第8条 子ども施設関係者は、子どもの権利が保障されるなかで、子どもが主体的に育ち、学ぶことができるよう支援します。

2 子ども施設の設置者や管理者は、その職員に対して子どもの権利を保障できるよう支援します。

3 子ども施設関係者は、虐待、体罰などの子どもの権利を侵害することをしてはいけません。

4 子ども施設関係者は、いじめなどをなくすよう努めます。

5 子ども施設関係者は、虐待、体罰、いじめなどについての相談、救済、防止などのために関係機関や関係者と連携を図ります。

6 子ども施設関係者は、関係者や関係機関と連携を図りながら、不登校などについて適切な対応をします。

7 子ども施設関係者は、育ちや学びに関する情報

の開示に努めるとともに、説明責任を果たします。

(地域における権利の保障)

第9条 市民は、地域において、子どもの権利が保障され、子どもがすこやかに成長していくことができるよう努めます。

2 市は、子どもの成長にかかわる市民の活動を支援し、連携を図ります。

3 市民は、地域において、子どもが安心して休み、遊び、学び、人間関係を作り合うことなどができるような居場所を確保・充実し、これらの活動を支援するよう努めます。

第4章 子どもの意見表明や参加

(意見表明や参加の促進)

第10条 市、親など保護者、子ども施設関係者、市民は、子どもが家庭、子ども施設、地域において、意見を表明し、参加できるよう支援します。

(子ども会議)

第11条 市は、子どもがまちづくり、市政などに意見を表明し、参加できるようにするために、たじみ子ども会議を開催します。

2 たじみ子ども会議は、会議としての意見などをまとめ、市に提出することができます。

3 市は、たじみ子ども会議が提出した意見などを尊重します。

(子ども施設での意見表明や参加)

第12条 子ども施設関係者は、子どもの意見表明や参加を進めるために、子どもの自主的で主体的な活動を奨励し、支援します。

2 学校の設置者や管理者は、子どもの意見表明や参加を進めるために、子ども、親など保護者、職員その他の関係者が参加し意見を述べ合う場や機会の提供をします。

第5章 子どもの権利侵害からの救済と回復

(子どもの権利擁護委員)

第13条 子どもの権利侵害に対して、その子どもの速やかで適切な救済を図り、回復を支援するために、多治見市子どもの権利擁護委員（以下「擁護

委員」といいます。）を設けます。

2 擁護委員は、3人以内とします。

3 擁護委員は、子どもの権利に理解や豊かな経験がある人のうちから、市長が議会の同意を得て選任します。

4 擁護委員の任期は、3年とします。ただし、再任を禁止するものではありません。

5 市長は、擁護委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認める場合、職務上の義務違反その他擁護委員としてふさわしくない行いがあると認める場合は、議会の同意を得て、やめさせることができます。

6 擁護委員は、市長の同意を得て、辞職することができます。

(擁護委員の職務)

第14条 擁護委員は、次のことをします。

(1) 子どもの権利侵害について相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援をすること。

(2) 子どもの権利侵害にかかわる救済の申立てを受けて、また、必要があるときには自らの判断で、その子どもの救済や回復にむけて調査、調整、勧告、是正要請をすること。

(3) 前号の勧告、是正要請を受けてとられた措置の報告を求めること。

2 擁護委員は、必要に応じ、前項第2号の勧告、是正要請、同項第3号の措置の報告を公表することができます。

3 擁護委員は、職務上知ることができた秘密をもらしてはいけません。その職を退いた後も同様とします。

(勧告などの尊重)

第15条 前条第1項第2号の勧告、是正要請を受けた者は、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めます。

(救済や回復のための連携)

第16条 擁護委員は、子どもの権利侵害について、その子どもの救済や回復のために関係機関や関係

者と連携を図ります。

(擁護委員に対する支援や協力)

第 17 条 市は、擁護委員の独立性を尊重し、その活動を支援します。

2 親など保護者、子ども施設関係者、市民は、擁護委員の活動に対して協力します。

(報告)

第 18 条 擁護委員は、毎年その活動状況などを市長や議会に報告するとともに、広く市民にも公表します。

第 6 章 子どもに関する施策の推進と検証

(施策の推進)

第 19 条 市は、子どもの権利に関する推進計画を作り、子どもに関する施策を総合的に行います。

2 市は、前項の推進計画を作るときには、市民や次条に定める多治見市子どもの権利委員会の意見を聴きます。

(子どもの権利委員会)

第 20 条 この条例に基づく施策の実施の状況を検証し、子どもの権利を保障するために、多治見市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」といいます。）を設けます。

2 権利委員会は、10 人以内の委員で組織します。

3 委員は、人権、福祉、教育などの子どもの権利にかかわる分野において学識経験のある人や市民のうちから市長が委嘱します。

4 委員の任期は 3 年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とします。ただし、再任を禁止するものではありません。

(権利委員会の職務)

第 21 条 権利委員会は、市長の諮問を受けて、また、必要があるときは自らの判断で、子どもの権利の状況、子どもに関する施策における子どもの権利保障の状況などについて調査や審議をします。

2 権利委員会は、前項の審議に当たっては、市民から意見を求めることができます。

(提言やその尊重)

第 22 条 権利委員会は、調査や審議の結果を市に報

告し、提言します。

2 市は、権利委員会からの提言を尊重し、必要な措置をとります。

第 7 章 雑則

(委任)

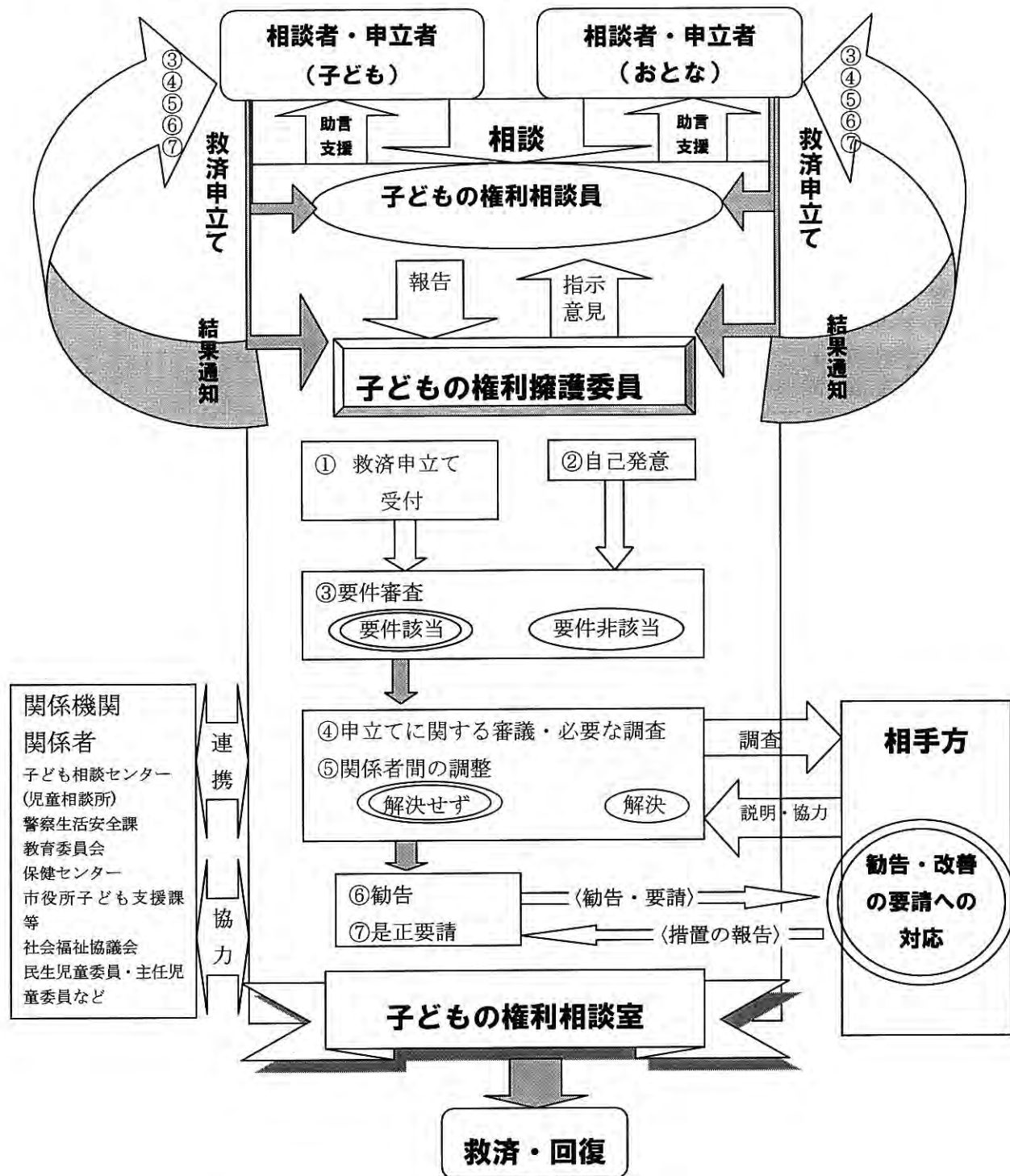
第 23 条 この条例の施行に必要なことがらは、市長その他の執行機関が定めます。

附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行します。
(平成 15 年規則第 86 号により、平成 16 年 1 月 1 日から施行。ただし、第 13 条第 3 項中議会の同意を得ることに関する部分は、平成 15 年 12 月 19 日から施行)

(省略)

多治見市子どもの権利擁護委員制度（子どもの権利相談室）のしくみ 子ども自身が問題解決する力を引き出すよう助言・支援します



- ① 救済申立て…「学ぶ」「遊ぶ」「食べる」など子どもの権利が守られず、つらい・苦しい思いを助けて欲しいということ。
 - ② 自己発意…救済の申立てがなくても擁護委員が必要だと判断すること。
 - ③ 審査…救済の申立て内容が審議に該当するかどうか判断すること。
 - ④ 審議…救済申立て内容の対応を協議する。
調査…関係機関に説明や資料の提出を求め、事実確認をする。
 - ⑤ 調整…申立人とその相手方である双方に対して助言や仲介などをして相互理解ができ、解決に向かうよう間に入る。
 - ⑥ 勧告…市の機関に対し、是正等の措置を講ずよう勧告するもの。
 - ⑦ 是正要請…市の機関以外の者に対し、必要な措置を講ずよう要請するもの。
- * 擁護委員は、必要に応じ、勧告、是正要請、措置の報告を公表することができます。

多治見市子どもの権利擁護委員・子どもの権利相談員名簿

平成 26 年度子どもの権利擁護委員・子どもの権利相談員

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

職 名	氏 名	職 業 等	在 任 期 間
子どもの権利擁護委員 (代表擁護委員)	石田 公一	元児童相談所長	平成 25 年 7 月 1 日～
子どもの権利擁護委員	森川 幸江	弁護士	平成 19 年 4 月 1 日～
子どもの権利擁護委員	遠藤 由美	日本福祉大学 教授	平成 19 年 4 月 1 日～
子どもの権利相談員	中島 満寛	市嘱託職員	平成 20 年 5 月 1 日～ 平成 27 年 3 月 31 日
子どもの権利相談員	小栗 喜代美	市嘱託職員	平成 22 年 4 月 1 日～
子どもの権利相談員	高木 みどり	市嘱託職員	平成 24 年 4 月 1 日～ 平成 27 年 3 月 31 日

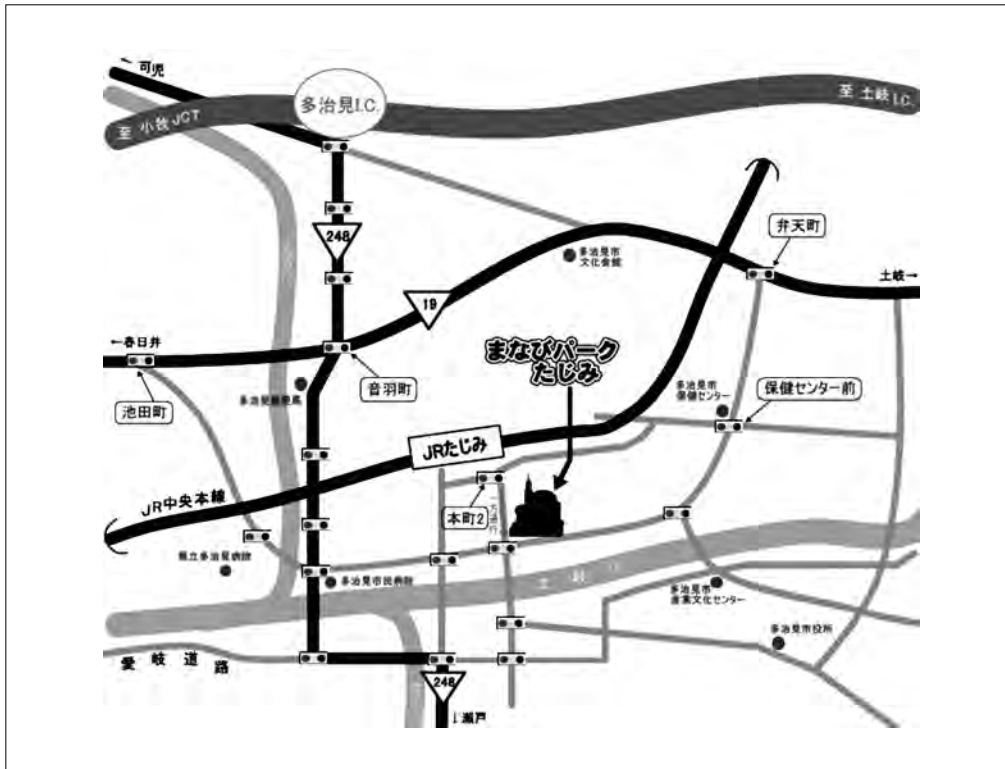
平成 27 年度子どもの権利擁護委員・子どもの権利相談員

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

職 名	氏 名	職 業 等	在 任 期 間
子どもの権利擁護委員 (代表擁護委員)	石田 公一	元児童相談所長	平成 25 年 7 月 1 日～
子どもの権利擁護委員	森川 幸江	弁護士	平成 19 年 4 月 1 日～
子どもの権利擁護委員	遠藤 由美	日本福祉大学 教授	平成 19 年 4 月 1 日～
子どもの権利相談員	小栗 喜代美	市嘱託職員	平成 22 年 4 月 1 日～
子どもの権利相談員	加藤 弘子	市嘱託職員	平成 27 年 4 月 1 日～
子どもの権利相談員	山田 雅美	市嘱託職員	平成 27 年 4 月 1 日～

多治見市子どもの権利相談室

(まなびパークたじみ 4 階)



交通アクセス JR多治見駅から徒歩 5 分

平成 26 年度 多治見市子どもの権利擁護委員活動報告書

平成 27 年 6 月 発行

発行：多治見市子どもの権利相談室「たじみ子どもサポート」

〒507-0034 多治見市豊岡町 1-55 まなびパークたじみ 4 階

電話／FAX : 0572-23-8786

フリーダイヤル : 0120-967-866

メー ル : kodomo@gp.city.tajimi.gifu.jp

